

一、小作爭議防止委員會對策に関する件 (可決)

趣旨——官憲の爭議介入による弊害を暴露し之に對し、關係當局に抗議をなすこと

一、社會運動取締方針公開要求の件 (可決)

趣旨——官憲が長立場から社會運動と取締るが、具体的に個々の取締りを見ると随分不當な事が多い。仍て我々はその取締方針の公開を要求せねばならぬ。

一、小作法即時制定要求の件 (可決)

趣旨——土地引上爭議が激増し小作人の土地に對する不安が増大しつゝ、ある現狀に鑑み、我々は左記内容の小作法案即時制定を要求して、小作人の生活安定の爲め戦はねばならぬ

(A) 小作期間を最低二十年とす (B) 地主の行ふ解約の申入れ及び更新の拒絶と嚴重に制限する (C) 小作人の不作減免請求權を確

立する (D) 相當小作料の決定 (E) 小作終了の場合作種料の支拂ひを地主の義務とする (F) 小作地改良及び繼續的耕作による小作地の價格増に對しては小作人は賠償請求權を有する (G) 小作權賣買を認める (H) 立禁、立毛を禁止する (I) 滞納による地主の解除權を制限する (J) 請負耕作契約其他地主の脱法行為を無効ならしむ (K) 小作料改訂及減免其他小作條件の變更に関する爭議を簡易公平に裁判決定する制度を設くる

一、(緊急勸議) 慣行永小作權確認の件 (可決)

趣旨——大阪府下に於ては永小作地の物種化が小作調停條項中に確認された事例がある。然るに最近各地で慣行永小作權地と普通小作地と同様な取扱をなさんとする傾向あるに鑑み永小作權確認の一大運動を起さねばならぬ

一、總選挙對策の件 (可決)